

# 「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

## 消費税 10%への増税にむけて

### ～介護保険編～

2019年10月1日から、消費税8%→10%への増税に向けた動きが新聞やテレビなどを通じて連日報道されていると思います。

消費税10%への引き上げに合わせて、札幌市では2019年度の介護保険料について軽減対象者の拡大を発表しました。

#### ・2019年度 介護保険料 65歳以上 第一被保険者 (※一部抜粋 計13段階)

段階	対象者	負担割合	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.375	25,979円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.575	39,834円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.725	50,225円

札幌市ホームページより <https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k121over65.html>

#### ⚠️ ご注意ください ⚠️

介護保険料の滞納が続くと・・・

1年以上：介護サービス利用料を全額自己負担し、後から申請により保険給付を受ける「償還払い」方式へ変更（払い戻しに1ヶ月程度かかります。）

1年6ヶ月以上：「償還払い」による払い戻しの一時差し止め など

2年以上：介護保険利用負担割合 1～3割の自己負担が「3割または4割」へ変更。

高額サービス費の給付や食費・居住費の負担軽減が受けられない。

※2年以上の滞納は“時効”により介護保険料の追納ができなくなる。

※最悪の場合、法令に基づく滞納処分（預貯金の差し押さえ等）

# 知っておきたい！！介護保険料の減免制度！！



## ・低所得者減免

- 1.世帯全員の前年の年間収入合計額が条件金額以下であること  
「単身世帯：120万円」「2人世帯：160万円」  
「3人世帯：210万円」「4人世帯：260万円」  
5人目以降、世帯員1名増えるごとに50万円加算
  - 2.世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下であること
  - 3.別世帯の市町村民課税者に扶養されていないこと
  - 4.世帯全員が居住用もしくは事業用以外の不動産を所有していないこと
- ※①年金振込み通知書などの世帯全員の前年中の収入がわかるもの  
②世帯全員の預貯金額がわかるのもの  
③加入されている健康保険の被保険者証 . . . ①～③の書類が必要

## ・災害減免

- 居住する家屋等が災害にあった場合に該当し、前年所得によって60%～100%の割合で減免される。
- ※「罹災証明書」などの書類が必要

## ・所得激減減免

- 失業等により「生計を維持している方の所得」「世帯全員の所得合計額」がそれぞれ前年の2分の1以下になっている場合に該当し、下がった所得を元に再計算した保険料との差額が減免される。
- ※世帯全員の当年中の収入がわかるものなどの書類が必要

いざ介護保険サービス利用が必要になったときに、介護保険料の滞納があると経済的な負担が大きくなります。今一度、滞納していないかご確認ください。

もし滞納があった場合には速やかにお住まいの市区町村の「保険年金課保険係」へご相談して下さい。

## 「地域連携室」のご案内

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。例えば…

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」…など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話:011-853-8322 相談対応時間:月～金 9時～17時 土:9時～12時)

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー:岡村、横田、田附(たつき)